

○愛知大学特別重点研究助成規程

(目的)

第1条 この規程は、愛知大学（愛知大学短期大学部を含む。以下「本学」という。）における特別重点研究（以下「特別重点研究」という。）を助成し、もって本学の学術研究を奨励し、学術研究の一層の発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程でいう特別重点研究とは、本学の専任教員が研究代表者となる研究であって、外部資金によるプロジェクト研究等への申請を視野に、本学において戦略的研究を含むグローバルな研究課題やローカルな研究課題、学際的な研究課題、喫緊の今日的な研究課題等について共同で行う研究であって、第8条の手続によって決定された研究をいう。

2 前項に規定する共同で行う研究は、本学の研究所及び複数の研究所等が共同で実施する研究とする。

3 特別重点研究は、本学の専任教員が3名以上で実施し、助成費は1件1500万円以内、期間は3年の研究とする。

(専任教員の範囲)

第3条 前条にいう専任教員は助教以上の教育職員とし、特別任用教員を含む。

(研究課題)

第4条 特別重点研究の研究課題は次の各号のいずれかとする。

(1) 研究政策・企画会議が公募し、本学の専任教員が計画する研究課題

(2) 研究政策・企画会議が推奨する研究課題

(3) 学長が推奨する研究課題

(研究協力者)

第5条 本学の専任教員以外に、研究協力者をおくことができる。ただし、特別重点研究の構成員の半数を超えてはならない。

(特別重点研究助成の申請)

第6条 特別重点研究助成を受けようとする者は、別に定める特別重点研究助成申請書によって申請しなければならない。

2 前項の申請は、継続中の特別重点研究助成の場合であっても年度ごとに申請する。

(特別重点研究助成の審査)

第7条 本学は、特別重点研究助成申請書に基づき、研究課題の妥当性、研究計画、実施体制及びその他研究遂行に必要な事項について審査を行う。

2 前項の審査を行うため、学長のもとに、特別重点研究助成審査会（以下「審査会」という。）を置く。

(特別研究助成の決定)

第8条 特別重点研究助成は、審査会の答申に基づき、研究政策・企画会議、常務理事会、大学運営会議及び大学協議会の議を経て、学長が決定する。

2 前項の決定件数は、新規申請については、毎年度大学全体で1件とする。ただし、継続申請を含め、大学全体で3件を上限とする。

(実施状況等の報告)

第9条 特別重点研究の研究代表者は、特別重点研究の実施状況について、年1回以上報告書を研究政策・企画会議に提出する。また、研究期間終了後、全研究期間を通じた最終報告書を研究政策・企画会議に提出する。

2 研究政策・企画会議は、前項の報告に基づき特別重点研究の実施状況等を把握し、学長に報告する。

3 学長は、研究政策・企画会議が特別重点研究の実施状況等について意見を述べた場合は、その意見を踏まえ、適切に指揮し対応する。

(外部資金の獲得)

第10条 特別重点研究の研究代表者は、外部資金の獲得に向け積極的に取り組む。

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関して必要な事項は、別に定める。

(事務)

第12条 特別重点研究に関する事務は、研究支援課及び研究所事務室等が所管する。

(規程の改廃)

第13条 この規程の改廃は、研究政策・企画会議、常務理事会、大学運営会議及び大学協議会の議を経て、学長が決定する。

附 則 (制定)

この規程は2017年2月1日から施行する。

(略)

附 則 (ガバナンス体制の見直しに伴う改正)

この規程は、2025年4月1日から施行する。